

第 2 2 回
東京都ウイルス肝炎対策協議会
会議録

令和 4 年 9 月 1 5 日
東京都福祉保健局

(午後 6時00分 開会)

○渡部疾病対策課長 それでは、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、第22回東京都ウイルス肝炎対策協議会を開会いたします。

私は、東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課長の渡部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルスの状況を踏まえまして、ウェブでの開催とさせていただきました。ご準備等ご対応をいただきましてありがとうございます。

会議中、ご発言される場合を除き、マイクはオフにいただきましてご参加をお願いいたします。

また、本協議会は公開となっておりますので、協議会設置要綱第9項に基づきまして、本日も傍聴の方がいらっしゃいます。

まず初めに、東京都福祉保健局保健政策調整担当部長の播磨よりご挨拶申し上げます。

○播磨委員 東京都福祉保健局保健政策調整担当部長の播磨と申します。

日頃より東京都の肝炎対策にご指導、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は大変お忙しいところ、貴重なお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。改めて御礼を申し上げます。

昨年度に引き続きご就任していただいた先生方、また、本年度から新たに委員をお引き受けくださった先生方によりご審議いただけること、感謝申し上げます。

東京都肝炎対策指針の改定につきましては、昨年度より本協議会において、委員の先生方の高い専門性や深いご見識、豊富なご経験に基づいてご議論いただきまして、今年の7月から8月にかけてパブリックコメントを実施したところでございます。本日は、このパブリックコメントの結果を踏まえまして、改定のご議論、また、改定後の指針に基づく今年度の実施計画についてのご議論をいただきたく存じます。

東京都の肝炎対策が一層推進されるようご審議、ご指導を賜りますようお願いいたします。私からのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 それでは、議事に先立ちまして、事前に委員の皆様方にお送りいたしました資料の確認をお願いいたします。

まず、会議の次第、委員名簿。続きまして、本日の資料一式と参考資料一式となっております。資料一式につきましては、資料1から4までをホチキス止めにしておりまして、通しで下にページ番号が振っております。全18ページとなっておりますことをご確認ください。

続きまして、参考資料は、参考資料1から6までございまして、こちらも通し番号を下につけてございます。ホチキス止めで全36ページとなっております。

何か不足やご不明な点がございましたら、チャットで事務局にお知らせいただけます

と幸いです。

続きまして、本日は、新しい委員の方もいらっしゃいますので、お配りした名簿の順にご紹介をさせていただきたいと思います。名簿の順にご紹介させていただきますので、お名前をご紹介しましたらマイクをオンにさせていただきまして、一声ご発声をお願いいたします。

武蔵野赤十字病院院長、泉委員でございます。

○泉委員 泉です。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 よろしくよろしくお願いいたします。

帝京大学医療技術学部長、滝川委員でございます。

○滝川委員 帝京大学の滝川です。よろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 よろしくよろしくお願いいたします。

国家公務員共済組合連合会虎の門病院顧問、熊田委員でございます。

○熊田委員 熊田です。よろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 よろしくよろしくお願いいたします。

公立学校共済組合関東中央病院院長、小池委員でございます。

○小池会長 小池でございます。よろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 よろしくよろしくお願いいたします。

多摩平の森病院院長、林委員でございます。

○林委員 林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 よろしくよろしくお願いいたします。

東京肝臓友の会事務局長、米澤委員でございます。

○米澤委員 米澤でございます。よろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 よろしくよろしくお願いいたします。

全国B型肝炎訴訟東京原告団副代表、伊藤委員でございます。

伊藤委員、先ほど入室を確認したんですけれども、現在ちょっと離席されていらっしゃるようです。

続きまして、東京都医師会理事、鳥居委員でございます。

○鳥居委員 鳥居でございます。よろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 よろしくよろしくお願いいたします。

伊藤委員がお戻りになりました。

伊藤委員、ご発声いただけますでしょうか。

○伊藤委員 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、行政機関の委員でございます。文京区保健衛生部長、矢内委員でございます。

○矢内委員 特別区保健衛生部長会からの選出委員でございます。文京区の矢内です。ど

うぞよろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 よろしくお願いいたします。

羽村市福祉健康部長、野村委員でございます。

○野村委員 東京都市保健福祉担当部長会の選出で出させていただいております野村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 奥多摩町福祉保健課長、大串委員でございます。

○大串委員 奥多摩町の大串でございます。都の町村会から選出で、私、4月に人事異動で参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 よろしくお願いいたします。

東京都多摩府中保健所長、田原委員でございます。

○田原委員 多摩府中保健所の田原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 東京都健康安全研究センター所長、吉村委員は、本日ご欠席との連絡をいただいております。

最後に、福祉保健局保健政策調整担当部長、播磨委員でございます。

○播磨委員 播磨でございます。改めましてよろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 以上となります。

なお、田原委員は、公務のため途中で退席される旨、ご連絡をいただいております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

改めまして、疾病対策課長の渡部です。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木課長代理 保健政策部健康推進課課長代理の鈴木でございます。今年度から着任させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤課長代理 保健政策部疾病対策課疾病対策推進担当の後藤と申します。今年度より着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 事務局の紹介は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより先の議事の進行は、小池会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○小池会長 それでは、会長の小池が進めさせていただきます。

本日は、議事として、1が東京都肝炎対策指針の改定について。そして、2番目が、令和4年度肝炎対策実施計画について。この2つについての協議を行ってまいります。

では、早速、議事の1に参ります。東京都肝炎対策指針の改定について。7月から1か月、指針の改定についてパブリックコメントを実施しておりましたが、その実施結果とご意見に対する考え方、そして、東京都肝炎対策指針の改定について、事務局から説明をお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 事務局の渡部より説明させていただきます。

委員の皆様方、資料1をご覧ください。昨年度、委員の皆様方より2回の協議会を経てご審議をいただきました東京都肝炎対策指針案につきまして、7月13日より1か月

間のパブリックコメントを実施いたしました。都民の皆様からご意見を募りまして、お寄せいただきましたところ、ご意見は5件ございまして、その要旨と指針への反映につきまして資料1にまとめております。ご意見は、肝炎コーディネーター、それから数値目標、この2点に関することに集約をされております。

まず、肝炎コーディネーターに関するご意見について説明いたします。ご意見（要旨）の1つ目の丸でございます。今回の新たな指針において、肝炎コーディネーターの対象を職域から地域へと広げる。そして、その地域の具体例として、患者会が想定されたわけですが、患者の肝炎コーディネーターを通じて、患者の気持ちをほかの立場のコーディネーター、行政や医療機関の肝炎コーディネーターに伝えられるような仕組みをつくってほしいというご意見を複数。

それから、2点目の丸でございますけれども、同じように、患者が肝炎コーディネーターとなることで行政と医療機関のコーディネーターの橋渡し役となることが期待できるというご意見を頂戴しております。こちらに対しましては、これらの意見を踏まえまして、肝炎コーディネーターが新しく活動の場を広げた地域や、これまでどおりの職域で効果的な活動ができる内容となるよう検討してまいります、としております。

肝炎コーディネーターに関するご意見の3点目でございます。改定案の中に、肝炎医療コーディネーターと肝炎コーディネーターという2つのワードの使い分けが見られるが、それぞれを定義すべきではないかというご意見をいただいております。こちらにつきましては、ご指摘のとおり、定義づけがなされていないために分かりにくくなってございました。そこで、東京都肝炎対策指針の中では、肝炎コーディネーターに関する文言は肝炎コーディネーターに統一することとし、具体的な規定は別途要綱にて定めることにしたいと考えております。

ご意見の4点目、5点目、6点目に関しては、肝炎コーディネーターの対象、配置場所に関するご意見で、似たような内容となっております。まず、肝炎コーディネーターについて、職域以外の配置について言及されていない。配置場所について具体的に記述してほしいということ。それから、コーディネーターになり得る対象者について言及してほしいということ。めくっていただいて、6つ目の丸ですけれども、患者もコーディネーターの対象に入れていただきたいということでございます。こちら、コーディネーターの具体的な対象の記述のところが分かりにくかったのかと思います。ご意見に対する考え方といたしましては、肝炎コーディネーターの配置先については、7番の肝炎医療の提供体制及び人材育成の（3）の中に肝臓専門医療機関、区市町村、職域の健康管理担当者、それから患者団体というふうに、具体的な対象が記載されてございます。

続きまして、2ページ目の7つ目の丸でございます。対象者ごとの役割についても検討してほしいというご意見でございます。肝炎コーディネーターについては、活動場所や職種によって支援の場面は様々であると想定されることから、指針に盛り込んで一律に規定する内容ではないと考えてございますが、活動場所や職種に応じてよりよい支援

ができるよう、コーディネーター養成研修の内容を検討してまいりたいと考えてございます。

以上が肝炎コーディネーターに関していただいたご意見でございます。

続きまして、数値目標に関するご意見をいただいております。まずは、肝炎対策指針それ自体に数値目標が入らなかったことが残念であるというご意見でございます。

それから、2点目のご意見としては、改定案で実施計画の中で数値目標を設定すると明示したことを受けてのご意見だと拝察しておりますが、連携パス以外の数値目標について検討してほしいというご意見をいただいております。こちらに対する考え方といたしましては、指針は施策の大きな方向性を示す中長期的な方針と位置づけておりますので、これまでの協議を踏まえ、具体的な数値目標は実施計画の中で設定することといたしますとしております。

数値目標に対するご意見の3点目ですけれども、東京都の数値目標は、これまでパスの登録数のみで、その定め方に問題があるというご意見でございます。また、目標の分析が不十分であるというご意見でございます。改定後は、実施計画の中で数値目標を設定することですので、その数値目標から取組の効果を分析できるよう計画を定められたいというご意見をいただいております。これに対しては、実施計画で数値目標を定めていくわけですが、数値目標と目標達成に向けた事業について、取組状況を本協議会で定期的に報告し、協議会において適切に評価を行ってまいります、としてございます。

パブリックコメントでいただいた意見は以上になります。

これらを踏まえまして、最終の案として、資料2に新旧対照表のとおり示しました。こちらについて説明する際に、資料3-1、3-2を用いて説明させていただきたいと思っておりますので、併せておめくりいただきますと幸いです。

まず、資料3-1が、前回3月に開催いたしました第21回の本協議会の検討でいただいたご意見を踏まえた修正点を項目立てしたものでございます。修正箇所の1番から6番に関しては、文言修正となっております。修正箇所の7番目ですけれども、今回の資料でいいますと通しページの5ページ目になります。5番の普及啓発のところで、（4）偏見の解消及び人権尊重のための普及啓発というところで、前回3月の協議会でご意見を踏まえまして、普及啓発の連携先となる関係機関名を具体的に明記しております。これまでは、「関係機関と連携して実施する」としていたところ、3月での協議会を踏まえまして、「肝炎コーディネーターや区市町村等の関係機関と連携して実施する」としております。

続きまして、8番目でございます。こちらは、資料の通しページでいいますと6ページ目になります。7番の医療提供体制及び人材育成の前文に当たる部分でございますけれども、前回の協議会においていただいた意見を踏まえまして、「ネットワークの充実を引き続き取り組んでいく」ということを明記するという。それから、いただいた

意見を踏まえ、多摩地域の問題ということも踏まえまして、「全都的な」と追記をする形で修正をしてございます。3月の協議会の時点では、「幹事医療機関を選定し、現在13か所を指定している」としていたところ、「幹事医療機関を選定した上で現在13か所を指定しており、引き続き、全都的な肝炎診療ネットワークの充実を図る」という取組の継続性について修正しております。

9番目の修正箇所については、通しページでいいますと7ページに当たります。7番の(3)地域や職域での肝炎対策の理解促進の部分でございますけれども、こちらは吉村委員からいただきました「肝炎の普及啓発」という言い回しが引っかかるということに関して、「肝炎に対する正しい知識の普及啓発」に修正をしてございます。

それから、10か所目の修正箇所でございますが、同じく7番の医療提供体制の(3)になります。こちらについては、肝炎コーディネーターの対象となる具体的な対象に、患者団体を明記してほしいというご意見に対しての対応でございます。修正後の記載のとおり、「職域の健康管理者、患者団体等は」というふうに、「患者団体」を追記してございます。

それから、11番は誤字の修正。それから、12か所目については、数値目標の記載の部分でございますけれども、これまでも実施計画の中では数値目標を設定しておりましたので、「引き続き」という文言を加えてございます。

以上、資料3-1の12点が、前回3月の協議会后、パブリックコメントまでに修正した箇所でございます。

おめくりいただきまして、資料の3-2をご覧ください。先ほど資料1で説明をさせていただきましたパブリックコメントでいただいた5件のご意見を踏まえた修正箇所についてご説明を申し上げます。

資料の通しページでいいますと7ページ、医療提供体制及び人材育成の(1)肝炎診療ネットワークのところで、「肝炎医療コーディネーター」という記載が出てきておまして、そちらに対するご意見をいただきました。指針の中では、「肝炎医療コーディネーター」という文言を用いずに、「肝炎コーディネーター」に全て修正をしております。こちら、1、2、3の修正点でございます。もう1点が、修正箇所の4点目でございます。同じく7番の医療提供体制及び人材育成の(3)地域や職域での理解促進でございます。通しページでいうと7ページ目になります。こちら、肝炎コーディネーターの具体的な対象についてのご意見が多く、肝炎指針の本文が分かりにくいということが拝察されましたので、こちら、7ページ目の(3)の2パラ目のところですが、「研修の受講等により」としていたところを、「肝炎コーディネーター養成研修」という記載を追記いたしまして、その前に係っております「肝臓専門医療機関、区市町村、職域の健康管理者、患者団体等」というのが、コーディネーター養成研修の対象であることが分かりやすくなるような修正を加えてございます。

3月の協議会及びパブコメでいただいたご意見を踏まえて修正した点は以上でございます。

ます。ご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

○小池会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からパブリックコメントの実施結果及びご意見に対する考え方と、東京都肝炎対策指針の改定について説明がありました。

委員の皆様からのご意見、ご質問をお願いいたします。いかがでしょうか。そんなに大きな変更点があるわけではないものですが、その辺、皆さん、ご理解いただける内容になっているということでしょうかね。よろしゅうございますか。もし、特段のご質問やご意見がなければ、次の議題に移りたいと思いますけれども、よろしいですかね。

(なし)

○小池会長 それでは、特に今回、この議事の1についてご質問はなかったということで、議事の2のほうに移らせていただきたいと思います。

今度は、令和4年度肝炎対策実施計画案についてでございます。前回3月の協議会にて、令和4年度の暫定版の実施計画について検討したところですが、改定後の指針に基づいた実施計画案について、事務局より説明をお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 それでは、事務局より、今年度の実施計画案についてご説明を申し上げます。

ただいま新しい東京都の肝炎対策指針をご決定いただきまして、ありがとうございます。ただいま決定いただきました新たな指針に基づきまして、3月にご検討いただいた暫定版に修正を加えたいと考えるところにつきましてご説明をさせていただきます。

通しページで13ページの資料4をご覧くださいませでしょうか。順番に説明をしていきます。

まずは、1番の予防は、変更後、修正を加えてございませんので、2番の普及啓発でございます。

○鈴木課長代理 では、ここから健康推進課の鈴木の方からご説明差し上げたいと思います。ここでは基本的に、今回の改定後の指針の内容を踏まえて、変更した部分、下線を引っ張っておりますけれども、この点で中心にご説明差し上げたいと思っております。

では、早速、2番の普及啓発のところになります。通し番号13ページになりますけれども、こちら線が引っ張ってあるところ、(2)肝炎ウイルス検査の受検勧奨のための普及啓発という項目ですけれども、まず、この①です。「肝臓週間にちなんだ」というところから「肝臓週間を中心とした受検勧奨」、こういった形で文言を変更しております。これにつきましては、1つ目の丸ですけれども、これまで都としましては、7月下旬の肝臓週間におきまして、広報誌、マスメディア、ホームページ、デジタルサイネージ、こういった様々な広報媒体を活用しまして啓発を行ってきたところでございます。こういった、一定期間における集中的な展開をしてきたところですが、そういったところに加えて、今後は年間を通じた継続的な勧奨についても行っていきたいという趣旨で変更をさせていただいているところでございます。

そして、2つ目の丸でございます。こちらは新規の記載となっております、ここの文言につきましては、国の改正指針の文言とそろえさせていただいております。ここでは年間を通して一本調子で啓発するのではなく、年齢、対象といったターゲットに応じた啓発を行うということで、めり張りのある効果的な受検勧奨に努めていきたいと考えてございます。例えばの話ではございますけれども、健康増進事業で規定されております40歳、そういったところを一つの節目と捉えた後押し、こういったところも一つの考え方かと思っております。

続きまして、②になります。区市町村に対する財政支援というところでございますけれども、2つ目の丸となりますが、これまで都では包括補助事業という補助金制度によりまして区市町村の受検勧奨であったり、受検歴の把握の取組に対して補助金を出して財政支援を行ってきたところでございます。地域の取組の資料を今後も収集、横展開することで、包括補助事業のさらなる活用促進というものを図っていききたい、こういった趣旨で記載を加えさせていただいております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、通しは14ページになります。

- 渡部疾病対策課長 引き続き、普及啓発の(3)、こちらは、古い指針の下では「職域向けウイルス性肝炎研修会」となっていましたところ、今回の新しい指針に併せまして、「肝炎コーディネーター養成研修会」としてございます。肝炎コーディネーターに関する記述は実施計画の中で複数箇所出てきますが、こちらは普及啓発の項ということで、コーディネーターに対する啓発的なところで、研修の構成を明示してございます。これまでどおり、コーディネーターを養成する研修、それから、活動が続いているコーディネーターのスキルアップのための研修、この二本立てで研修を開催していくことをこちらに記述をしているところでございます。そして、対象に関しましては、職域から今回、地域に広げるということで、「医療機関、区市町村や職域の健康管理担当者、患者団体等」というふうに記述を修正してございます。

それから、新しい指針の中では、実施計画において数値目標を提示すると明記をいたしましたので、これまでの実施計画の中で数値目標がちょっと分かりにくい記述になってございましたので、項目出しをいたしまして、2つ目の丸になりますけれども、数値目標が分かりやすいような記述に変更してございます。そして、これまで数値目標としていました地域連携パスの登録者数のみならず、2つ目の数値目標として、肝炎コーディネーターの養成者数を目標に掲げて、この対象を広げたことに、より真剣に取り組んでいきたいと考えてございます。令和4年度において、肝炎コーディネーターの養成者数は、150名を目標に取り組んでいきたいと考えてございます。(3)は以上でございます。

- 鈴木課長代理 では、続きまして、同じく通しの14ページ、下のほうになりますけれども、(6)番、肝炎患者等に対する偏見・差別の解消というところになります。こちらにつきましては、この項目自体、新規の記載となっております。ただ、これまでの

都指針におきましても文面の記載はあったところでございます。そして、今回の都指針の改定によりまして、新たに人権尊重に関する内容が盛り込まれたということもございますことから、この機会に、実施計画にも記載をしたいと考えて新規の項目となっております。

続きまして、次のページ、通しの15ページになりますけれども、3番、肝炎ウイルス検査の実施体制というところの(3)番の部分になります。区市町村に対する技術的支援というところで、こちらの項目につきましても新規の記載となっております。肝炎ウイルス検査を実施する際に、参考となるような留意事項等を示した手引きというものを東京都で作成しまして、区市町村に活用してもらうといった内容になってございます。実は、これまでもこの手引きというものはあったんですけれども、内容につきましては補助金制度の紹介が中心となっておりました。今後は、この手引きに肝炎対策事業のフロー図を掲載したり、都で作成しました啓発媒体、各種リーフレット等があるんですけれども、こういったものの紹介を通じて、活用を促進していきたいというところで、区市町村における事業実施の際の参考となるような内容を充実させていきまして、技術的支援と言えるようなものにしていきたいというところで新規に記載をさせていただいております。

- 渡部疾病対策課長 続きまして、4番の肝炎医療の提供体制及び人材育成の項でございます。(1)の肝炎診療ネットワークの充実のうち、①地域連携パスの運用、こちら、暫定版の議論において既にご議論いただいた部分でございますが、先ほどご説明したとおり、以前の実施計画の中では数値目標の記述が分かりにくい、括弧書きでの記載となっておりました。今回新たな指針では、実施計画の中で数値目標を設定すると明記をしてございますので、この数値目標を項目出ししてございます。2つ目の丸でございます。地域連携パスの登録者数、こちら、今年度の目標は累計1,550人ということで、こちらを明記したというものでございます。

続きまして、通し番号として16ページをおめくりください。⑤番として、肝炎医療コーディネーターの養成、こちら再掲してございます。医療機関のコーディネーターは肝炎診療ネットワークの担い手として、患者の支援などご活躍いただきたいということで新たに項目を立ててございます。

- 鈴木課長代理 続きまして、(2)番、ウイルス性肝炎重症化予防の推進のところでございますけれども、こちらにつきましては①番、陽性者フォローアップ事業の推進というところの1つ目の丸の部分になります。2行目に「手引き」という文言を追加してございます。この手引きにつきましては、先ほどのご説明にもありましたように、手引きの内容の充実の中で、フォローアップ事業に関するような内容をきちっと盛り込みまして、区市町村に対する取組、支援を推進していきたいというところで、その「手引き」という文言を追加させていただいております。

- 渡部疾病対策課長 続きまして、(3)でございます。こちらは、コーディネーターの

項でございまして、以前は職場に限定しておりましたので、「職場での肝炎の対策の理解推進」としていたところ、今回の指針改定を受けて、「地域や職場での肝炎対策の理解推進」としてございます。①の事業者向けリーフレットに変更はございません。②の「職域向けウイルス性肝炎研修会」を、今回「肝炎コーディネーター養成研修会の実施」というふうに変更してございます。そして、肝炎コーディネーター養成研修でございませけれども、様々な対象の中で、医療機関、こちらは、陽性者が安心して医療を受けられるように、制度等を含めて医療に関する情報提供などに強いコーディネーターを育成することが必要と考えてございます。また、地域や職域で肝炎対策を推進していただく方、具体的には、自治体の職員や、職域の今までどおりの対象者、それから患者会の皆様方、こちらのコーディネーターとなっていていただく方々にはいろいろな役割が考えられますけれども、一つには、肝炎ウイルス検査の実施機関ということもございまして、受検、受診、受療、これらについてつなぎ目も含めてご活躍いただきたいと考えてございますので、研修の内容はこの2つに分けて研修を企画していきたいと考えてございます。そのため、ここで記載をしてございますが、医療機関のコーディネーターについては、肝炎医療コーディネーターとして養成研修を実施し、それ以外の地域や職域のコーディネーター、自治体職員や職域のスタッフ、患者会の皆様方、こちらは地域や職域において肝炎対策を推進する肝炎対策コーディネーターとして養成研修を実施したいと考えてございますので、そのような記載としております。

また、これまで同様、スキルアップ研修も実施していきますので、通しページ17ページの3つ目の丸にございますように、肝炎スキルアップ研修、コーディネーターのスキルアップ研修についても記載をしてございます。こちらは、5年ごとに受講していただくイメージで研修を実施していきたいと考えてございます。

(4)、(5)、(6)については、特に修正はございません。

続きまして、5番の患者及びその家族に対する支援や情報提供の充実の項でございませけれども、こちらにも(1)の肝炎患者等に対する情報提供及び相談支援の③といたしまして、肝炎コーディネーターによる支援、こちらも患者や家族の支援として重要でございませるので、再掲をさせていただいているところでございます。

(2)、(3)については、特に修正をしてございません。

今年度の実施計画、本日決定いただきました新たな指針に基づく修正に関してのご説明は以上でございます。ご意見いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○小池会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から、令和4年度肝炎対策実施計画案について説明がありました。

委員の皆様、ご質問、ご意見がございましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。改訂後の指針に基づいた実施計画案ということでございますが、改定後の指針に関しても先ほどはあまり質問が出なかったようなので、今回どうでしょうかね、こちらの実施計画案について。

16 ページのところで、「肝炎医療コーディネーター」と「肝炎対策コーディネーター」という言葉が出てくるんですけれども、これは特に何かこういうふうにつきっきり定義しているわけではなくて、肝炎コーディネーターの中で医療に関する情報提供に重きを置いた場合と、肝炎対策を推進するという「対策」という言葉を入れて、それを使い分けているだけという考えでよろしいんですか。

○渡部疾病対策課長 事務局より回答させていただきます。

○小池会長 はい。

○渡部疾病対策課長 新たな指針に基づきまして、早速今年度から肝炎コーディネーターの対象を拡大して養成していきたいと考えております。対象が広がることによりまして、養成研修の受講者も増えると考えられます。また、対象が広がりまして、医療機関のスタッフ、それから自治体、具体的には区市町村と保健所職員、患者会、それから職域ということになりますけれども、医療機関のコーディネーターに関しては、陽性と判明した人に対する支援というのが主になってくると考えられまして、例えば医療費助成制度も含めた医療に関する情報提供というのが必須になってくるかと思います。ですので、養成研修の中でも制度に関する内容というのを少し多めに盛り込まなければいけないのかなと考えてございます。

一方で、地域や職域のコーディネーター、具体的には自治体職員、職域の方、患者会の皆様というのは、まず、検査を受けていただくところからの支援というところで、一番力を発揮していただく方々だと思ってございます。予防・受検・受診・受療、この流れの全てにおいて満遍なく知識について学んでいただくような養成研修としていきたいと考えてございます。ですので、東京都で今年度から新しい指針の中で養成していくコーディネーター養成研修は、医療機関のスタッフ向けの研修と、それ以外の皆様方向けの研修と、内容を2つに分けて、対象も増えたコーディネーター候補者に対する研修を実施していきたいと考えてございまして、医療機関は肝炎医療コーディネーターとして肝炎医療コーディネーター養成研修を、それ以外の地域や職域の皆様方は肝炎対策コーディネーターとして肝炎対策コーディネーター養成研修を開催してまいりたいと考えてございます。

○小池会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問かご意見、よろしいですか。

(なし)

○小池会長 特にないようですので、それでは、これで議事の1と2、随分早く進んでまいりました。特に大きな変更を求めるような意見も特になかったようですから、事業計画に関してはこの後、事務局のほうで事務的に決定手続を進めていくということで、皆様、よろしいですね。

(異議なし)

○小池会長 はい、ありがとうございます。

それでは、もうまとめのほうに入りますが、貴重なご意見をありがとうございました。
本日の議論はここまでとさせていただきます。

では、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○渡部疾病対策課長 小池会長、ありがとうございました。

今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。まず、本日決定いただきました新しい指針につきましては、庁内の手続が終わり次第公表をさせていただきます。公表前には委員の皆様方にご連絡を差し上げます。

また、手続を経て決定いたしました今年度の実施計画についても、委員の皆様にお知らせをさせていただきます。

以上、事務局からの連絡でございました。

○小池会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、指針改定について昨年度よりご議論をいただきまして、ありがとうございました。今後ともお力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして閉会といたします。本日は大変ありがとうございました。

○渡部疾病対策課長 ありがとうございました。

(午後 6時45分 閉会)